

平成 17 年 12 月 15 日

## 指定管理者の指定について

(練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘)

### 1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

(1) 法人の名称

社会福祉法人 同愛会

(2) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢 1749 番地

(3) 代表者

理事長 高山 和彦

### 3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（5 年間）

### 4 選定の経過

平成 17 年 3 月 7 日～29 日	第 1 回～第 3 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討)
4 月 7 日	練馬区指定管理者選定委員会による審査
7 月 22 日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立知的障害者援護施設条例・ 練馬区立知的障害者生活寮条例改正案議決)
7 月 25 日	募集要項配布開始
8 月 29 日	募集説明会（参加法人数 11）

9月12日～16日	応募書類受付（応募法人数4）
9月20日	経営診断委託
9月21日～22日	第4回指定管理者選定検討部会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
9月26日～28日	第5回指定管理者選定検討部会（施設実地調査）
10月20日	第6回指定管理者選定検討部会（評価・採点）
11月9日	練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定 管理者候補決定

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募法人の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該法人については、練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（評価結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定検討部会では、第4回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

### (1) 法人の安定性・継続性

収益力と資金力が比較的高く、長期的安定的な事業活動が可能であり、借入金も高くなく多様な環境の変化にも対応できる比較的強固な財政状態にあると判断したこと。

### (2) 法人運営の透明性・公正性

個人情報の保護規程、情報公開・開示規程をいずれも整備していること。特に個人情報の保護については徹底していること。透明性の確保についても、定款に明文化していること。

### (3) 法人運営における法令等の遵守状況

労働関係法令および法人独自の給与規程ほか各規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。理事会、役員構成は適正であり、理事会は定期的開催されていること。

#### (4) 運営実績

法人としての運営実績が十分あり、組織運営基盤が安定していること。障害者施設を運営している法人としては福祉作業所や福祉工場のほか、グループホーム、ガイドヘルプサービス、ホームヘルプサービス等、先駆的で多様な事業運営を行っていること。

#### (5) 効率的運営・効率化への取組

職員は常勤、非常勤を問わず、原則として大泉福祉作業所および大泉つつじ荘を兼務とし、効率的な勤務体制をとり、給食は再委託すること。

#### (6) 受託への熱意・意欲

施設設置目的とプレゼンテーションの企画内容に整合性があり、具体的で独創的な事業展開の内容を提示しており、受託への熱意、意欲が強く認められること。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

日常的に職員が安全面の管理点検を行っており、危機管理・緊急対応・防災マニュアルについては全て整備していること。

#### (8) 施設管理運営体制

サービス水準を維持し、利用者の混乱を避けるため、受託後一年は前年度と同様な事業計画で支援を展開すると明示し、区の方針・事業に対する協力や連携を図る一方、独自で具体的なサービスの展開も提示していること。

#### (9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決規程、権利擁護規程は整備しており、利用者の権利を擁護し、事業の迅速的な改善を図り社会的な信頼を向上するとしていること。

知的障害者支援に対するノウハウの蓄積があり、施設における利用者個々に対する支援の適切性が高いこと。

#### (10) 職員の育成

法人内における研修を重視し、全体研修、現場研修等を実施しているうえ、外部研修についても、積極的に推進していること。

#### (11) 法人の理念・姿勢

定款に法人の理念を明記しており、その理念の下に、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供するサービスの質の向上および事業経営の透明

性を確保していること。

基本理念・経営理念ともに職員、利用者に周知していること。

(12) 区内事業者・区民雇用の促進

現在、大泉福祉作業所に勤務している非常勤職員については、双方の合意のもとに面接採用の予定があること。

再委託や、物品購入については区内業者を優先していること。

(13) 事業等の提案

大泉福祉作業所および大泉つつじ荘ともに、平成 18 年度は前年度の事業計画を基本的に継承するが、両施設を一体運営とし、その運営の特性を生かした自立訓練の実施、グループホームとの連携、また就労支援やパート就労の活用等独自の提案をしていること。

また、大泉つつじ荘の緊急一時保護利用者の安心感を高めるため、自閉症利用者と重症心身障害利用者の分離支援といった、障害特性に合わせたサービス提供の提案があること。

大泉福祉作業所の借上げ車を利用して、大泉つつじ荘利用者の送迎機能を確保すること。

これまで区立施設では提供することのできなかつたミドルスティ（中期入所）機能の確立等、今後利用者から一層求められると思われる様々な事業の提案が豊富であること。

問合せ先

練馬区健康福祉事業本部保健福祉部障害者施設課サービス向上主査

担当 遠藤 電話 03(3993)1111 内線 7383 F A X 03(5984)1214

指定管理者（社会福祉法人同愛会）の評価結果  
（練馬区立大泉福祉作業所および大泉つつじ荘）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 法人の安定性・継続性 (1) 補助金、委託料のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 法人運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 法人運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 法人の理念・姿勢 (1) 法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 法人の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	5点
12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内法人である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 有効な就労支援の提供の有無 (5) グループホームやガイドヘルプ事業等のサービス展開の有無 (6) 地域に開かれた運営の有無	10点	10点
合計	100点	86点